

研究のグレーゾーン？ 私の経験から

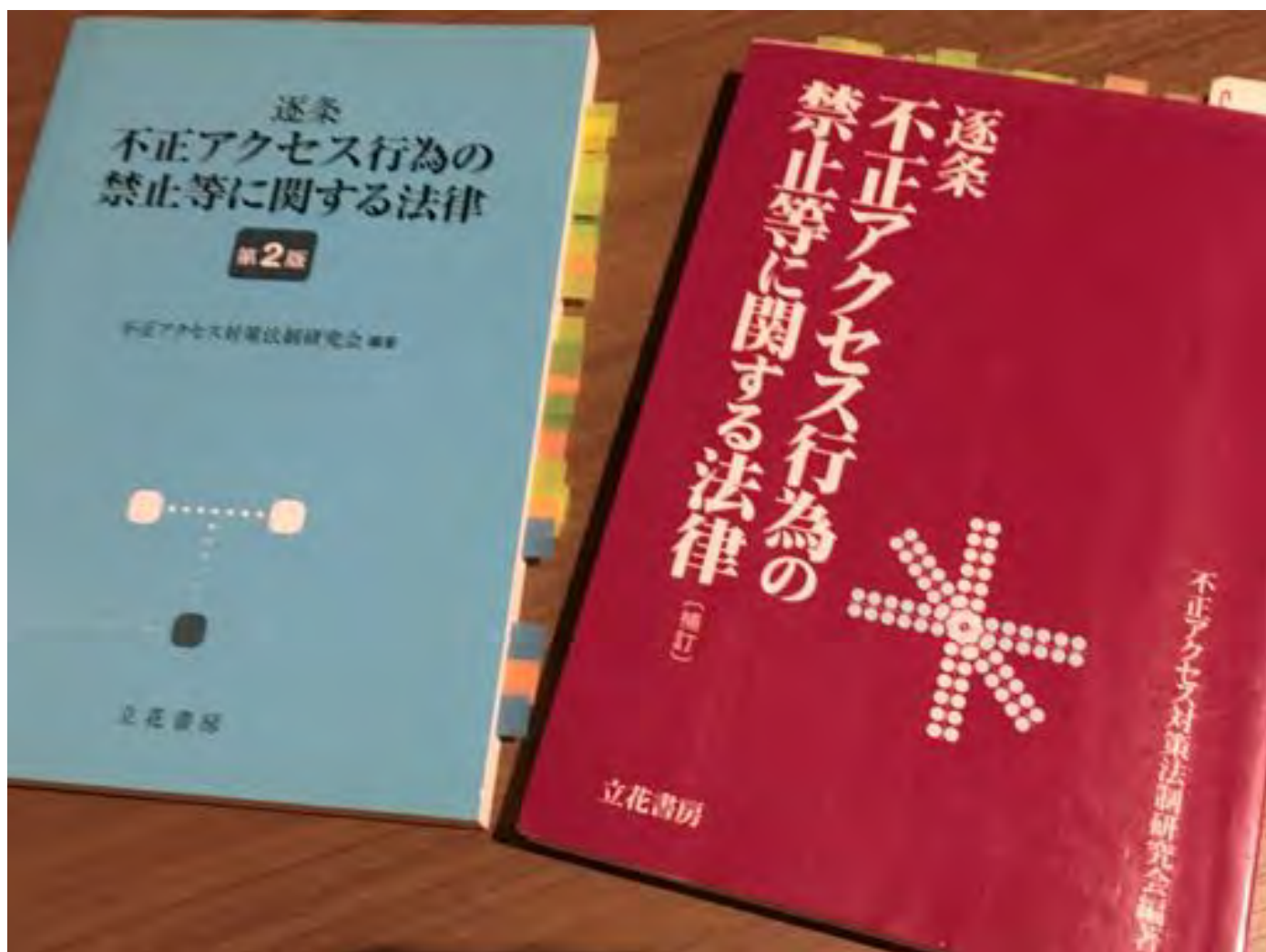
国立研究開発法人 産業技術総合研究所
高木 浩光

2000年～2003年

- Java実行環境の脆弱性の発見に直面（2000年1月）
 - 省庁ホームページ改ざん事件（2000年1月）と同時期
- ソフトウェアの脆弱性が理解されなかった時代
 - Nimda（2001年9月）、Slammer、Blaster（2003年）
- Webアプリケーション脆弱性の台頭
 - クロスサイトスクリプティング（2000年2月）
- 脆弱性の存在をテストする行為は違法か？
 - 不正アクセス禁止法（1999年8月成立、2000年2月施行）
- ファイル丸見え「道端に置いたのも同然」（2002年）
- ACCS不正アクセス事件（2003年）
 - ディレクトリトラバーサルの脆弱性

2003年～2005年

- IPAの脆弱性届出制度（2004年7月開始）
 - 適法と考えられる発見の例が示されている
- ACCS不正アクセス事件、有罪判決（2005年）
- 侵入？ 無権限利用？
 - もし「無権限利用」で刑法に罪を創設されていたなら……？
- 不正アクセス行為
 - 実害がなくても違法という構成
- 寸止め
- 最近の情勢
 - FACTA誌とスプラウト社が、上場企業100社と府省庁に無断で脆弱性診断（2014年）



2006年

- Winny等の普及で様々な被害が社会問題に
- Winny等の実態調査のため観測システムを作る構想
- 違法ではないかという声
 - 不正アクセス？
 - 通信の秘密侵害？
- 私も自宅で開発
- その後学会の研究発表にもいくつかの事例

2018年

- Coinhive設置者検挙事件
- 米国で類似の事案
 - 2013年MITの学生が起業したBitcoin採掘「Tidbit」
 - ニュージャージー州消費者詐欺防止法、州の司法当局の調査対象、EFFが助けに入って和解
- 社会的コンセンサス？
 - 警察庁「ホームページの閲覧者が知らない間に無断で『マイニング』させられることに社会的コンセンサスがあるとは言えない。当たり前のこととして社会一般が受け入れているネット広告とは状況が違う。」（NHK, 6月15日）

ヒント

- 保護法益は何か
 - 不正アクセス禁止法
 - アクセス制御機能に対する社会的信頼
 - 不正指令電磁的記録に関する罪
 - コンピュータプログラムに対する社会的信頼
- 自然犯と法定犯（講学上の概念）
 - 自然犯：法律の規定をまつまでもなく、それ自体が当然に反社会的、反道義的とされる犯罪をいう。殺人、強窃盗のような刑法上の罪がこれに当たる。法定犯、行政犯に対する語。（有斐閣法律用語辞典 第2版）

- 不正指令電磁的記録（2011年）
 - 第168条の2 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、次に掲げる……
 - 一 人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録
- 電子計算機損壊等業務妨害（1987年）
 - 第234条の2 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。